

栃木市市民会議 第14回全体会 会議要旨

日 時：平成28年12月20日（水） 午後7時から午後9時00分

会 場：市役所 正庁

出席者数：34名 事務局：6名

1 開会

2 あいさつ（三橋会長）

3 議事

（1）栃木市自治基本条例の見直しに関する提言（案）について 資料1 資料1-2

会 長： 自治基本条例部会の方から説明をお願いいたします。

代表委員： 自治基本条例第44条第3項に市民会議は「この条例の施行状況など及びこの条例の改善に関する事項等を検証し、市長に報告すること」が規定されています。この規定に基づき自治基本条例部会では、市の制度や市政運営が条例の趣旨に沿ったものになっているかどうか、条例が社会情勢の変化に対応できているかどうか、資料を基に検証を行いました。提言書の4ページから7ページに条文ごとに検証した制度を掲載しています。例えば第21条（情報共有）では、広報誌・ホームページでの情報提供、パブリックコメント手続条例などにより、制度化されていることを確認しています。

8～9ページの「栃木市自治基本条例の見直しに関する市民会議開催状況」では、検証作業の経過をまとめました。

提言書案の内容について確認したいと思います。表紙をめくったページに、「はじめに」があります。市の自治の最高規範として栃木市自治基本条例が制定され、市民会議が自治基本条例の検証・見直しを行うこと、検証の結果、この提言書を取りまとめたことを記載しております。

1 提言の（1）総括では、最初の段落では条例の施行状況及び改善に関する事項について条文に沿って制度が整備されているかどうか、条例の趣旨に沿った市政運営がなされているかどうか、資料をもとに検証したこと。中程の段落では改善に関する事項で、条例が社会情勢の変化に対応できているかどうかを検証したところ、民法などの法律の改正が見込まれるため、法律の改正に合わせて自治基本条例を整合させる必要があること。次の段落では、

施行状況に関する事項で、関連する条例等の整備状況や実施されている取り組みを検証したところ、一部に改善の必要性が見受けられたことを述べています。

2ページの(2)改善に関する事項について説明します。第12条では20歳未満の青少年や子供はそれぞれの年齢に応じた関わり方で、まちづくりに参画する権利を有することを規定していますが、今後民法の改正によって成年年齢が18歳以上に引き下げられた場合、整合が取れなくなるため、改正後の民法の施行期日に合わせ、条例を改正する必要があると述べています。

(3)の施行状況に関する事項について説明します。ア「条例の周知」では、市民を中心としたまちづくりや市政運営を行う市民自治の実現という条例の理念を、市職員に理解してもらうための取組をさらに進めていただきたいと述べています。イ「危機管理」では前段で昨年9月の関東・東北豪雨の被害を受けた経験を踏まえ、大規模な災害に対しても被害を最小限に抑えられるよう対策を講じていただきたいとし、後段では人為的な原因による災害の対策、とりわけ情報セキュリティ対策なども必要性が増していることから、社会の動向にも目を向けて今後の危機管理体制を強化していただきたいと述べています。

2その他ですが、公益通報に関し市民会議から指摘したことで要綱が改善され、整合が図られたことについて述べています。

10ページに市民会議委員名簿を掲載しております。

会 長： 事務局から追加の説明がございますので併せてお聞きください。

事務局： 市民会議全体会資料の1-2をお開きください。提言書の(2)の改善に関する事項に関連して、国の民法改正の状況を説明します。法務省は18歳以上に成年年齢を引下げた場合支障があるかどうかについて、9月1日から30日までパブリックコメントを実施したところです。周知期間については、社会的影響の大きさを踏まえ、3年程度を予定しているということです。飲酒・喫煙・少年法の適用などは民法の成年年齢とは別に定めているため、それらの年齢を引下げるかどうかについては、別途検討されます。

こうした議論が3年間の周知期間の中で進むことが見込まれます。パブリックコメントに寄せられた意見では支障があるという意見が多かったようですが、法務省はこれらの結果を踏まえて、適切な時期に国会の提出を目指すということです。国の動向としては18歳以上に成年年齢を引下げる方向で間違いはないのですが、改正法成立後、施行されるまでの間、相当な期間が置かれることが見込まれます。これから提言書をご審議いただきますが、仮に市民会議でこの提言書を決定し、市民会議から市長に提出するとなった場合、施行される期間までの間に、少年法の適用年齢の議論の進行を見据えて、市では条例改正の進めたいと考えております。

会 長： 何かご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

委 員： （３）アの場合は研修等の取組をさらに進めていただきたい。イは今後の危機管理体制の強化につなげていただきたいという提言ですが、具体的な時期やどういうふうに取り組むか書かれていませんが、その辺はどう考えられてるんでしょうか。

会 長： ご了解いただいた後、市長にこれをお渡ししますが、市長が判断すべきことであろうかと思えます。

委 員： 民法の改正に関しては３年という目安がありましたが、同様にそれぞれないのですか。

会 長： 条例の周知や危機管理体制の強化は民法の改正とは切り離して取組めますので、市長から聞かれた場合は可及的速やかにと申し上げようと思えます。

委 員： 提言として時期をある程度明示することはできませんかということです。

代表委員： ２その他の公益通報のところで、提言書として提言をしたわけではありませんが、市民会議の要請を受けて市は要綱を変えたという経過もあります。部会の中で何月何日までにという論議はしていません。会長が言われたように、可及的速やかにということであれば何年経ってもやらなくてもいいということにはなりませんから、市に任せていいのではないか。そうではないという意見が出されて、全体会で決定すれば、提言書案は全体会の最終的な決定に従うものだと思います。

部会長： 今確かに時期の問題、目途を立てるということは大切だと思いますので、市長への手交の際、いつ返事をいただけるか確認をしていただきたいと思えます。個々の取組については、すぐに着手できるものもあれば少し時間を要するものもありますので、その目途について、年度内に回答をいただけるようお願いしていただきたいと思えます。

会 長： 少なくとも取組む取組まないということについて、何らかその時期に言及した回答を年度内をお願いしたいと、口頭でお伝えするということでよろしいですか。

委 員： その通りに進めていただければと思います。二点目ですが、危機管理について、危機の予測について規定の中には十分に書かれていないし、想定して

いない危機についてどう予測するのかという、取組の前倒しの姿勢は明確にならないでしょうか。

代表委員： 部会としては、取組については一生懸命やってもらうということを前提に、任せるといった感じではないかと思います。市民会議で行政の取組はぬるいということであれば、再度、市民会議で指摘していくことが必要になってくると思います。現時点では行政を信じて早急に対応してもらうということでもいいと思います。

委員： 見えないところを予測していくのも何か特段の力があるのではないかと思います。何かが起こるであろうという予測について、危機管理の一環としてきちんとやるということを明言した方がよいと感じました。

会長： やっぱり行政は組織として予め定められた規定にしたがって動くということが原則でしょうから、地域防災計画をこういう観点で随時見直して行き、計画の見直しを今まで以上に密に行っていくしか対応できないと思います。

委員： 私も防災・防犯・消防・交通・消費生活・市民生活に関して三度の外部評価をしましたが、これ以外の危機ってあるんじゃないかって思いました。市は何が起きても揺るがず守っていけるよう一生懸命やってると思います。危機管理で訓練しましたとか、どちらの団体と提携しましたとか、市が取組む姿勢を見せてくれているということは、色々な危機があったときに対応しやすいし、十分に危機管理なされていると思います。

会長： 今後の危機管理体制の強化につなげていただきたいというこの一文に、色々な、思いが凝縮していると思います。市長から問われた場合は、今日の議論も含めて口頭でお伝えしていきたいと思います。これ以上のことを書くとかえって提言としては焦点がぼやけてしまうので、この程度が良いというのが私の感想です。

委員： 一応災害だと危機管理とリスク管理がありますね。これを完全に分けてやればある程度セーブできると思います。危機管理というのは災害が起きた場合にどうするか対策、リスク管理というのは起きても起きるか起きないかまだはっきりしないことの予防的な管理です。それをはっきり分けないと整理がつかないと思います。

会長： 今のご発言はリスク管理という言葉を書き込むというご意見ですか？

委員： それを整理しないで危機管理として条例にしているからこういうことが起

きるんですよ。

会 長： リスク管理と危機管理の違いが理解できません。

部会長： リスク管理という言葉もありますし、危機管理という言葉もあります。厳密に分けられていないで使われていると思います。この提言の中では危機管理というのは広い意味で使われています。危機の中にはリスクも含まれています。

部会長： 危機管理の危機といった場合、大きな要素として予測できないこと、重大な影響があること、緊急の事態であることが挙げられます。ここで言う危機は、自然災害から事件・事故までが含まれます。部会で栃木市の関連制度を確認したところ地域防災計画のように自然災害に関する危機に対しては色々と対策が講じられていますが、サイバーテロのような新しいタイプの危機や金融危機などに対しては必ずしも十分な対策・制度がないということもあったので、提言にはそういった危機も含まれています。提言の趣旨としては、自然災害対策だけではなく、事故とか事件とかのリスクも含めて対策を講じるべきだという点で皆さん共通理解をされていると思います。

委 員： 条例の危機管理はリスク管理も含まれていると解釈していいのですか？

部会長： そうです。

委 員： どこまでを危機管理に入れるかという問題になると、色々問題が出ると思っています。

部会長： 誰にとっての危機かが問題で、ある人にとって危機であっても、他の人にとっては危機でないということがあります。危機の範囲が際限なく広がっていきますので、整理が必要です。県の計画だと地域防災計画とは別に危機管理計画も策定されています。市のほうはどうなっていますか？

事務局： これからになります。

部会長： 防災計画以外のリスク、危機などの計画づくりも必要だと思います。

委 員： 各部会で真剣に討議してきた内容がここに提言として出ています。そこを委員が認識・共有して尊重していくべきです。個人が認識する危機管理は様々です。提言では自然環境の変化と社会の動向など、非常に幅広い面も含めて危機管理体制を強化していくとあります。各部会の討議したことは共通認識

として尊重するという立場を共有した方が良いと思います。

委員： この文章の中には、大きな意味でたくさん内容が入っています。表現としてはすべてを汲んだ言葉が入っていますので、私はこの内容で意見はありません。意見があるのならどのような言葉にした方がいいのかということをお話していただいた方が良いと思います。

委員： 危機管理は間口が広いので、どこを論じるかはっきりしないと皆さんが意見を出してもまとまりません。異常気象は栃木市にも関係します。海水温が上がるとものすごい雲ができて昨年9月1日のように栃木市でも500ミリ以上の雨が降ることがあります。今後600ミリの雨が降らないとは限りません。あれ以上の洪水が栃木市に来た時どうするかという危機管理は絶対必要だと思います。

代表委員： これだけの人数が集まれば色々意見が出るのは当然です。市民会議全体としてどういう提言ができるか考えなければいけない。個々人の興味だとか知識だとかいろんなものを考えると、人数分だけ提言書を書かなければいけないことになります。そうした意味で部会での論議を尊重していただきたいということと、すべて網羅するのは会議としてどうなのかと思います。今まで危機管理を自然災害と捉えていたものを、人為的な原因の災害も踏まえていただきたいと提言書に書いていますので、原案のようにまとめていただきたいと思います。

会長： それではそろそろ取りまとめたいと思います。何人かの委員がおっしゃったように、すべての委員の方に納得いく完璧な提言は難しい。これで条例の見直しは一切ないということにはならないので、次の5年以内に見直すことになります。そういう意味で第一回目の見直しはこの辺りでいかがでしょうか。

～拍手～

会長： 気になっている箇所をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、市長及び行政の方々に、この文面を汲み取っていただいて、それぞれの立場で仕事に活かしていただきたいと思います。自治基本条例の見直しに関する提言案については、この全体会でご了承いただいたということにさせていただきます。

(2) 栃木市議会の議員定数について **資料2**

会 長： 資料2に基づいて次の議題を進めたいと思います。栃木市議会の議員定数について、今年の7月に議員定数検討委員会というものが立ち上がっております。今後の栃木市議会の、定数がどうあるべきかについて検討が始まったということです。栃木市市民会議は意識を持った市民の方々の集まりだということもあって、この検討委員会から市民会議委員の皆さんのご意見をいただきたいという趣旨です。誤解のないようにしていただきたいのは、全体会としてこれを了承するといったような取りまとめではございません。委員個人個人の率直なご意見をこの場で数多くお出しいただきたい。資料の説明をお願いいたします。

議事課： 現在議会では平成30年の4月に執行予定の市議会議員選挙に向け、適正な議員定数について調査・研究するため議員定数検討委員会を設置しています。議員定数の検討を進めるにあたり、議会基本条例に本市の現状や将来展望のほかに市民の意見を参考にすると規定されていることから、議員定数に関して多くの市民の意見をお聞きしたいと考えています。11月に実施しました各地域での議会報告会でいくつかのご意見をいただいております。初めに資料について担当の説明の後、皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

議事課： お手元の資料2をご覧ください。委員会設置の趣意書ですが、上段では栃木市議会が平成30年4月に市議会議員選挙を控えていることから、本市議会における適正な議員定数を検討するため検討委員会を設置すると記載されております。ページの下段には委員会の名称・組織・会議等基本的な事項について定めております。次のページは委員名簿です。委員会は10名の委員で構成されて、委員長には高岩議員、副委員長には入野議員が選任されております。

3ページ目は委員会の開催経過及び開催予定です。これまで6回の会議を開催し、調査研究を行ってまいりました。11月上旬には市内8会場において開催した議会報告会において、市民の方々から議員定数に関するご意見をいただいたところです。年明けには数回の委員会で議論がまとまりましたら、3月定例会に定数条例の改正案の提出を予定しています。

次のページは、栃木市議会の議員定数の変遷です。平成22年の旧1市3町の議員定数が66名でした。合併により31名に削減となり、その後、平成23年の西方町、平成26年の岩舟町との合併で現在は34名が議員定数となっています。合併前の旧1市5町の議員定数の合計が90名でしたので、56名が削減されたとなっています。

5ページ目以降は本市の現状と将来展望の資料です。(1)は本市の人口推

計で、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年に公表した資料です。人口減少は全国の自治体が抱える課題ですが、本市の場合、今後10年間で15万人を割ることが予測されております。生産年齢人口の割合が減少するとともに少子高齢化が更に進展し非常に厳しい状況が見込まれます。

次のページをご覧ください。将来の財政状況としては、市税等の歳入が大幅に減少しますが、歳出はこれに見合った減少が見込めず大幅な乖離が予想される状況です。

7ページ目上段は、(3)公共施設の再編について、本市の公共施設あり方ガイドラインで示された将来的に見込まれる公共施設の維持管理費です。現在の公共施設を維持更新するのに必要な経費として、今後40年間で5761億円。単年度で144億円が必要になると試算されています。将来的に大きな負担になることが予測され、市では今後30年間で公共施設の総資産量の25パーセントの削減を目標にしています。下段が(4)市職員の定数についてですが、資料の訂正があります。(4)の「○総務省分類の全国類似団体の平均」の表の右側に千人当たりの職員数と記載されていますが、これは一万人当たりの職員数です。訂正をお願いいたします。平成26年策定の定員適正化計画において20年間で20パーセントの職員定数の削減を目標にしているものでございます。

8ページ目9ページ目は全国類似都市との比較です。類似都市とは、人口規模が12万人から20万人、市の面積が300キロ平方メートル以上で平成の合併を経験している都市をピックアップしています。全国で21市ですが、議員定数の平均は30名になっています。本市は平均より4名ほど多くなっています。9ページ目は類似都市の常任委員会の設置状況です。常任委員会とは、執行部から提出された予算や条例などを実質的に審査する機関で、本市の場合、総務・民生・産業教育・建設と4つの分野に分けております。類似都市でも、本市と同じ4つ程度の委員会が設置されています。

10ページ目は県内市議会の議員定数についてです。県内自治体は、人口50万人以上の宇都宮市から3万人未満の那須烏山市まで面積・人口ともに大きな差異があり、単純比較はできませんが、人口が同規模の足利市・小山市などが参考になるかと思えます。

11ページでは先ほどの将来展望や類似都市との比較に加え、定数を検討する上で、議会の必要な機能とそれを支える要素を提示したものです。(1)議会の機能としては、①行政監視機能②政策形成機能③議会運営機能、この3つの機能が発揮できること。(2)その機能を支える要素として、①討議性②専門性③市民性をそれぞれ確保できる定数を検討すると委員会で確認したところです。

委員会としての検討の方向性ですが、将来的な人口推計・財政推計と併せ、公共施設や職員の削減が予定されている状況、類似都市との比較においても、本市の議員定数が若干多いという状況を踏まえ、議員定数については、「削減

することを前提に適正な定数の検討を行うこと」を委員会としての検討の方向性としたところでは、今後委員会におきまして、更に検討を進めることとなりますが、本日は市民会議の委員の皆様から議員定数に関する率直なご意見をいただきたいと思います。なお、ご意見等については、議会に持ち帰り、精査の上、今後の定数検討の参考にさせていただきたいと思います。

会 長： できるだけ多くの方の意見をいただきたいと思いますので、なるべく簡潔にお願いします。

委 員： この議員に対する報酬とか経費はどんなふうになっているのか知りたいんですが。

議事課： 栃木市の議長の報酬が535,000円、全国の10万から20万人の報酬・経費というのが550,000円です。通常の議員につきましては、栃木市は420,000円、全国平均は10万から20万人の都市で450,000円です。以上でございます。

会 長： 平均より若干低めということだそうです。

委 員： 小山市とか足利市って栃木とよく似ています。足利市が24名で小山市が30名になっていて、栃木市の34名はちょっと多いと思います。ただ定数だけで考えれば、定数を下げれば、それだけ経費が浮くというのを考慮すると、できるだけ少ない方がよりいいと思います。どれくらい少なくすればいいかというのは分かりませんが。

会 長： 県内の同規模の人口を持った市と比較すれば多いということですね。

委 員： 今、栃木市は各地域会議を開いて、委員が選出され、その地域の多様な意見を出して市の方に提言したり予算をつけてもらったりしているわけです。ですから仮に議員1人あたり5000名を超えても、地域会議の中で十分地域の問題は取り上げて行政に対して要望することはできると思いますので、議員定数は削減して議員1人あたり5000名以上にさせていただくのが良いと思います。

会 長： 地域会議は県内では例が少ないですね。議員定数が仮に減ったとしても、その市民の意見を拾い上げる仕組みはできているという趣旨ですね。

委 員： 25名ぐらいに削減して、10名減らせば報酬が7000万削減できます。議員が少なくなっても栃木市が繁栄していけるかは市議会議員の考え方にか

かってくるのではないかと思います。

会 長： 25が適当ではないかというご意見でした。

私から質問ですが、常任委員会について、議員の一人は必ず一つの常任委員会に属するというもので重複はない、この常任委員会でそれぞれの所属議員数を合計すると定数になるということですか。

そうすると、あまり減らすと常任委員会の数が十分機能するには足りなくなるというメカニズムになっているということですね。

委 員： 5ページの栃木市人口推移は国立社会保障・人口問題研究所を元にしていますが、市執行部・市議会も推計通り動くと考えるのか。今人口を移住計画や観光立県でも増やしていきましようとしている。もう少し市の独自の視点での推計が必要なのではないか。その上で人口の比較をするのが大事だと思います。

それから、日本各都市、それから県内各都市との比較を見て、市議会議員が地域の過疎的などころの課題を見つけ出していくということが大きな課題であって、単純に数だけじゃなくて市の面積というのも十分考慮に入れてこの先を考えた方がいいと思います。非常にコンパクトな市と非常に広い市では人口がたとえ同じでも同じ議員数でいいということとは言えないと思います。

会 長： 一点目の5ページの社会保障・人口問題研究所の一定の条件に基づく予測で、市としてはこれとは別に、地方創生総合戦略でこんなに減らないようにがんばるっていう計画を別途持っております。

委 員： その計画の上に立脚しないといけない。ただこうなりますからっていうようなことでは、努力をしないでいいのかという面もあります。

会 長： もう一点の面積ですが、8ページで議員一人当たりの面積というのが類似都市で出ていますが、これは数値を見る限り栃木市はコンパクトな都市であるという結果になってます。

委 員： 全国でいえばそうです。

会 長： 人口の減少を食い止めるかという観点、単に人口割ではない視点も必要だご指摘をいただきました。まだまだ頂戴したいところですが、次の議題が、これまた随分と時間のかかるもので、もしご意見いただける方は、事務局にお届けするという事によろしいですか？

事務局： はい。

会 長： メールなり文章で、事務局あて明記してお届けいただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。この件についてはこれで終了させていただきます。

(3)政策的事業への意見照会に対する回答について 資料 3

会 長： それでは議事の3ですが、総合計画部会に関連する事柄で、政策的事業への意見照会に対する回答についてです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 前回の市民会議全体会で、総合計画部会にて抽出した76の事業について、委員の皆様にご意見照会させていただきましたところ、13事業についてご意見をいただきました。回答について担当課よりご説明をいたします。本日は1-1から5-2まで説明させていただきます。なお、6から13については、来年の2月8日の全体会で説明させていただきます。

まず、全体的な質問について説明いたします。単位施策評価表の事務事業の内容が同じであるにも関わらず、合併前の市町ごとに記載され表現にもばらつきがみられる。栃木市として一つにまとめることができないかというようなご質問がありました。単位政策評価表の事務事業が同じ名称でそのあとに地域名がカッコ書きされている事業については本庁と各総合支所で同じ事業を行っています。予算も本庁と各総合支所で別々に執行していますのでそのような記載となります。本年度は市の組織再編により支所の事業が本庁に集約していくので、括弧書きの記載はなくなっていくと思います。また、同一事業を本庁と支所で分けて記載する場合でも、事務事業評価表ごとに事業内容の記載にばらつきがでないよう統一した記載にしたいと思います。2枚目のNo. 1-1、1-2のエネルギー使用量の管理業務委託費、No. 2 公害対策費 No. 5-1、5-2の水質調査事業費について環境課より説明いたします。

環境課： 1101環境の保全、「エネルギー使用量管理業務委託費」についてですが、エネルギーの消費の平成22年度の基準値は栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の施設と職員数のみで計算されており、平成27年度の施設数職員数は、施設だけでも50施設増加していることが増加の一つの要因です。基準値は今年度よりすべての合併市町の合計に見直しましたので、この後の事業評価は変わってくる予定です。また、省エネ法改正に伴う必要業務の委託費用に関して、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、1年間のエネルギーの使用量が原油換算で1,500kl以上である場合、特定事業者の指

定を受けて定期報告、中長期計画を提出する義務があります。その後提出された報告書等の内容に基づき、判断基準の順守状況、エネルギー消費の推移等についての確認をするため報告徴収、立ち入り検査が国により行われる場合があります。国の指定を受けた登録調査機関に、委託をした場合には、国からの確認調査が免除されます。このエネルギー使用量管理業務委託費は、この業務を主に行っており、中長期計画、管理標準、使用量の管理に関しては、職員で行っています。事業が業務委託費であるため達成度は委託料を使ってこの業務を完結したことで100%達成としております。年1%の削減目標について、基準となる数値も、本年度から変更をする予定になっております。

続いて公害対策費ですが、栃木市の地下水のベンゼン系の化学物質を市民に公表するようにとのことですが、公害対策費の目的は公害の原因を考慮した継続監視です。モニタリングとしての水質検査ではございません。ベンゼン系の化学物質のモニタリングは別の事業で行っております。

1203河川環境の整備・管理の水質調査事業費で、田に使用されている化学物質が地下水に浸透しているかどうかについてですが、地下水の水質調査、河川調査等は、毎年市内全域において実施しています。地下水では環境基準の28項目を検査しており、その中にベンゼン系も入っています。結果は例年ホームページで公表しています。対象井戸が基準値を超過した場合は、早急に栃木県と連携し、井戸所有者及び周辺の方に注意喚起を行っています。現在ベンゼン系に関して過去10年出ているところはありません。次に地下水の水質調査、井戸水の水質調査はどのように実施しているかについてですが、栃木県の方法に倣い、まず市内を5kmメッシュに区切り、その中をさらに2.5kmに区切り北東から時計回りに毎年1か所ずつ実施しています。自治会長等にその区域で井戸を使用している市民を推薦いただき、その方の井戸を対象として実施しています。対象の地域や市民は毎年変わっており、4年後に同じ場所に回ってきますがその時には、前回と異なる井戸となるようにお願いしています。

水道建設課： 1201上水道の整備・管理「老朽管更新事業費」について、石綿は発がん性物質として世界中から報告されているというご質問がありました。石綿は吸い込むことで肺がんなどの病気を起こす恐れがありますが、水道水として経口摂取した場合は諸外国を含め健康被害があるとの報告例はありません。現在、栃木市では石綿管が残っている地域は、藤岡と岩舟地域があり、藤岡にあつては平成12年度から、岩舟地域にあつては平成20年度から布設替えを国庫補助事業により計画的に行っています。今後も石綿管の布設替えを計画的に行っていきます。なお、栃木・大平地域はすでに布設替えが完了しており、都賀・西方地域では石綿管を使っておりません。

下水道業務課： 1202生活排水処理施設の整備・管理「雨水貯留・浸透施設設置費補助事業費」について、洪水対策としての効果がある一方で、地下水位の低下の原因としては別の問題があるのではないかとご質問がありました。地下水位は、雨水などが地下に浸透するかん養量と生活用水などで汲み上げている摂取量のバランス上に成り立っています。かん養量よりも摂取量が多ければ地下水位は減少していくということになります。栃木市においても、都市化によるかん養域の減少や流域での水田の減少と地下水の摂取量の増加などにより地下水位は減少しています。そうしたことで昨年から本市においても雨水の貯留槽と雨水の浸透枡の設置に対し補助をしています。

二点目の地下浸透施設の効果はどれほどあるかとの質問についてですが、条件によって大きく違います。栃木市では内径30cm以上の枡を4つまで補助しています。内径30cm以上の枡の周囲に60cm以上碎石を敷き詰めた場合、浸透枡一個につき0.646m³の水を下に浸透させることができます。30坪ぐらいの家屋では屋根面積が108m²程度ですが、1時間20mmの雨水であっても浸透枡4個を設置すれば対応可能となるデータがあります。そのようなことから浸透枡1個で3割程度の効果があると見込まれます。

会 長： 只今の回答に関して何かご質問ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

委 員： 地下水の水質調査、化学的な調査ですけども、20数項目に渡って調べています。大腸菌のような生物関係はやられてないんじゃないかと思うんですが。

事務局： 地下水の環境基準項目には大腸菌が入っていないものですから、実施していません。河川では大腸菌等も該当しておりますので、調査をしています。

委 員： 補足なんですけど、飲料水の場合は大腸菌が検査項目に入っているんですよ。

部会長： 同じ事業名で、括弧して地区ごとに分かれているのは、本庁で一括して予算計上してれば括弧なしで、部署ごとに予算計上していれば括弧書きになっているとのことですが、なぜそれが地区ごとに予算計上するのが合理的なのか担当課としてはどのように考えていますか？

事務局： 地域ごとの予算計上について、どこの課が執行するかというところで事業を分けています。同じ地下水調査でも、どこの課が実施する事業なのかが分かるように、同じ事業名でも（都賀）とか、（藤岡）というのがあります。

部会長： 例えば、防災事業費であれば総合支所ごとに事業内容が違うので、それぞれ個別に計上したほうが合理的だという説明であれば納得いくのですが、単に担当部署が違うから別々に計上しているという説明だと、もう少し分かりやすく評価表をまとめるなり、事業を括る努力をすべきだという意見です。

もう一点意見がありますが、事業の内容や効果が分かりづらいのは評価シートの書き方に問題があると思います。専門用語は使わないで分かりやすくというのは当然ですが、誰が何のために何をしているのか、事業の目的と手段を分かりやすく書く意識を持たないで評価シートを作っていると、このように毎回市民会議に担当者が呼び出されて説明しなければいけないとか、細かな回答書を用意しなければいけなくなります。まずは評価シートの書き方を改善するのを来年度は心がけていただきたいと思います。

委員： 河川で、汚染が0.022ppmなど、どのようにして調べられたのか、また、硫酸、亜鉛、鉛など調べられていてきれいな水になっていると保証できるのか教えていただきたい。

環境課： 河川は全域調べていますが、河川にも環境基準があり、県で基準を定めています。その基準の調査項目はppmというような単位で基準値は県で決めております。その基準値に従い調査した内容を公表しています。

会長： 政策的事業への意見照会に対する回答について、今日予定しているところについては終了させていただきます。議員定数に関するご質問というかご意見の期限ですが、12月22日までに事務局までメール・ファックス等文書で提出をいただきたいということです。議事としてはこれで終了したいと思います。進行を事務局に戻します。

委員： 22日までに議員定数の意見書を提出した際に名前とか書きますが、それはお届けする文以外に名前も公表されるんですか？

事務局： 文書での提出について、ファックス用紙を用意してあります。委員さんの氏名を書いていただく欄に氏名とご意見を記入していただくような様式になっています。

委員： 議会のほうに、個人の名前が記載されて提出されるのか、市民会議の一員ということで無記名で提出されるのか。

事務局： 委員がダブっていないことを確認するために皆様のお名前を記載して送っていただきたい。誰からどういう意見が来たのかということについて事務局は承知しますが、議会に提供する際は特に求められていませんので、意見だ

けをコピーしてお渡ししたいと思います。会議で出された意見については、議事録の抜粋で議会に提供することを予定しています。今までの議事録は氏名が載っていないので、バランスを考え、紙でいただいた意見はお名前を消して議会に提出したいと思います。

4 その他

・組織横断の3つのプロジェクトの進捗管理について 資料4

事務局： 資料4をご覧ください。組織横断の3つのプロジェクトの進捗管理ということで平成26年度と27年度の「いのち・ちから・たから」の3つのプロジェクトについて、基本方針ごとに事業数と達成度をまとめています。達成度が0となっている基本方針につきましては、プロジェクトに該当する事業がないため0となっております。また事業数は、事業が完了した場合や、本庁に事業が集約した場合などに減少します。また、事業の進捗に対する目標値となる成果指標は年度ごとに設定しています。達成度が下がった事業については、今後、要因等を分析し、次年度には目標が達成できるようにしていきたいと思います。

委員： 達成度の評価尺度って何ですか？

事務局： 達成度の評価尺度は事務事業評価表の成果指標を記載しており、その成果指標の達成度をまとめたものが基本方針ごとの達成度の状況となっております。単位政策ごとにまとめたものについて一覧で算出して平均を取ったものが達成度となっております。

委員： この前の時も達成度の数字をもっと分かりやすくしてほしいと話がありました。委員の皆さんの中で、なるほどこれは九十何パーセントというふうに分かっている人がどれだけいるのかな。要するに我々素人にも分かるようにならないのだろうか。事務局は少し考えますとなったと思いますが、相変わらず私は同じ感覚しか持っていません。

事務局： 単位政策評価表に、成果指標を年度ごとにまとめております。目標値が年度ごとに示されており、どの程度達成できたかというところで、達成度を算出しております。

委員： いくつかまとめて、平均していくらかというんだけど、それを分かりやすく出してもらわないと、この数値だけで認められないですよ。

事務局： 次回2月の市民会議で一覧表をお出ししたいと思います。数値については単位政策評価表に記載してあります事務事業評価の達成度をまとめたものですので、ご了承いただければと思います。

部会長： 委員の方から分かりにくいとのご意見があつて、事務局ですべての元資料の評価表を出すということですが、例えばいのちのプロジェクトでも50、60事業ぐらいあります。それを全部出すといくら一覧表にしても、分かりにくさは変わらない。分かりにくいと思う理由は、この数字だけ見せられても、数字の持つ意味がよく分からないということだと思ひます。いのちのプロジェクトで、一昨年は97パーセントあつたのに昨年は93パーセントになっている。これが良いことなのか、単にその形式的な問題であまり気にしなくてもいいのか、深刻な問題で何らかの対処が必要なのかという説明が必要だと思ひます。あるいはたからのプロジェクトも93パーセントから95パーセントに全体として上がつてゐるんだけど、実際に市の取り組みとして成果が出たということなのか、単にその目標設定と年度ごとの目標設定の関係で見かけ上、達成度が上がったに過ぎないのか、説明が欲しい。この場で担当者の方に説明いただいてもいいと思ひます。この数字は関連する事業の達成度の平均を取つたものですか機械的な説明だけだと、委員としては分かりにくい。少し中身に踏み込んだ説明を次回いただけるとありがたい。

会長： 大学ですと、卒業論文の発表で1年間研究した成果をできるだけ分かりやすく話さなくてはならないので、図を使つたり表を使つたり、カラーを使つたりして、努力します。それでも指導教員から、まだ分からんという指導が入ります。この市民会議はそういう場ではありませんが、共通している部分はあると思ひます。行政のプロフェッショナルとはいえ、それを分かりやすく市民に伝えることについては、必ずしもそのプロフェッショナルとは言えないところがあります。こういう場が、分かりやすく伝わるのか、努力するところだと思ひます。分からないことについて、できるだけ細かく説明してしまうと、結局よく分からなくなつてしまう。集約し、且つそれが数値としてどういう意味を持つかというところまで分かりやすく伝えるということをやらない限り毎年同じ質問・意見が出ると思ひます。これは総合計画部会だけの問題ではないと思ひますが、やはり部会としてもこういうふうにしたらどうかとか議論をお願いしたい。

部会長： 例えばいのちのプロジェクトに膨大な事業が散らばつています。分かりづらひと言われてはいますが、いのちのプロジェクトの事業というのは総合計画部会のみなさんのお手元にあります。その中に事務事業があります。単位政策評価表もお手元に行つています。全体会で自治基本条例部会の方たちのお

手元に行っていますから、ぜひそれを年末年始にかけて照らし合わせて見ましょう。個人的な見解ですが、分かりづらいと言って求めるのではなく、積み上げた成果を捉えていった方が良いと思います。

委員： この100パーセントという数字の感覚が多分私たち民間人の者には理解できないのだと思う。100パーセントの達成度というのはそれ以上伸びしろがないように見える。そういう意味で100パーセントというのはどういう根拠ですかと質問させてもらっています。予算を使い切ったとか事業を100パーセントやったっていうのは自画自賛なのか。

委員： 評価の中ですべて100%と出ていますが、民間人の私たちには想像できない数字です。100%っていうのは100点満点ということだから、文句付けちゃいけないのかなっていう意識が先に出てきてしまう。今度はもっと分かりやすく資料でも説明していただきたい。

会長： 部会で作業していただいたのが、こういう形で丸めてしまうと努力が他の部会の方には伝わらない。部会の方々の努力を生かしつつ他の部会の方もなるほどとなるように資料は作り込まないといけないと思います。資料の作り込みを事務局をお願いしたい。行政が一番苦手としているところはどのように分かりやすく伝えるかということです。ぜひお願いしたいと思います。

部会長： どのようなところが分かりにくいかを具体的に事務局に伝えていただけると、事務局としても資料の工夫の仕方が出てくると思います。何となく分からないからもっと分かりやすくということだと、押し問答でなかなか改善していかないと思います。事務局には宿題が出たかもしれませんが、委員の皆さんにもどのような資料が分かりやすいのかお伝えいただけるようお願いしたいと思います。

会長： 年明けまで宿題をそれぞれお持ち帰りいただいて検討していただきたいと思います。

事務局： 以上を持ちまして、第14回全体会を終了いたします。ありがとうございました。